

別表八(一)

「4」又は「33」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名		
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (9の計)	1		円	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (33の計)	4		円
関連法人株式等に係る受取配当等の額 (16の計)	2			受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (20の計)) + (3) × 50% + (4) × (20% 又は40%)	5		
その他株式等に係る受取配当等の額 (26の計)	3						
「4」欄 保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の7第1項」 ② 「区分番号」欄：「00583」 ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額(第67条の7第1項に規定する保険業を行うものが適用を受ける金額に限ります。) (注) 非支配目的株式等に係る受取配当等の額がある場合には「4」欄を記載することになりますが、本特例は、保険業法第3条第1項又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行う法人を対象としているものですので、当該法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。							
完全子法人株式等	法人名						
	本店の所在地						
	受取配当等の額の計算期間						
	受取配当等の額						
関連法人株式等	法人名						
	本店の所在地						
	受取配当等の額の計算期間						
	保有割合						
	受取配当等の額						
	同上のうち益金の額に算入される金額						
	益金不算入の対象となる金額 (14) - (15)						
	(34)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表「13」が「非該当」の場合 (16) × 0.04	17					
	同上以外の場合						
	(16) (16の計)	18					
	支払利子等の額 (14) × ((38) × 「14」) × 「14」		円		円		円
	受取配当等の額						
その他株式等	法人名						
	本店の所在地						
	受取配当等の額						
	同上のうち益金の額に算入される金額						
	益金不算入の対象となる金額 (24) - (25)	26					
	法人名又は銘柄	27					
	本店の所在地	28					
	基準日等	29	・	・	・	・	計
	保有割合	30					
	受取配当等の額	31		円		円	円
	同上のうち益金の額に算入される金額	32					
	益金不算入の対象となる金額 (31) - (32)	33					
支払利子等の額の明細							
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算							
	当期に支払う利子等の額	35		円	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)(三)「10」)	37	
	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)(二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二)(二)「34」と別表十七(二)(二)「17」のうち多い金額)	36			支払利子等の額の合計額 (35) - (36) + (37)	38	

別表八(一) 令六・四・一以後終了事業年度分